立山町地域生活支援ポイント券

立山町は、地域の支え合い活動への支援を図るため、高齢や障害等により生活支援が必要な世帯が、地域の方々等から生活支援を受けたときに、支援のお礼として活用できる「立山町地域生活支援ポイント券」を発行します。

生活支援の例　**※30分を超える生活支援を受けた場合、500ポイント券を1枚使用可**

玄関先の除雪

外出支援

ゴミ出し

発行対象世帯

次の要件をすべて満たす世帯に発行します。（申請が必要です）

- **立山町地域防災計画に基づく「避難行動要支援者」のうち、「個別計画」を作成している方がいる世帯**
- **親族等から支援を受けることができない世帯**
- **住民登録上の住所に、年間を通して生活実態が認められる世帯**

ポイント券の発行申請手続き

●ポイント券の支給を受けようとする世帯の方は、

町健康福祉課　社会福祉係の受付窓口

（元気交流ステーション3階）で申請してください

※立山町地域生活支援ポイント券支給申請書を提出してください。

●申請される際は、500円の事業協力金（募金）をお願いします。

●申請期限は、令和6年2月29日です。

裏面参照

ポイント券の発行

●一世帯あたり、１枚500ポイント券を10枚発行します。

●一世帯あたり2回限りとします。

ポイント券の利用方法

●ポイント券を使用される方は、30分を超える生活支援を受けた場合、生活支援者へのお礼として、ポイント券を１枚使用できます

（１回数分の場合、通算で30分を超える場合も使用できます）。

●ポイント券をお渡しする際、使用される方は、

①利用者のお名前、②支援を受けた月日、③支援の内容、④支援してくれた方のお名前

をポイント券の裏面に記載してください。

●ポイント券を受け取った方は、立山町まちなかファームで、ポイント券とたてポカードを持参し、ポイントの付与をうけて下さい。

ポイントを付与する場所

立山町まちなかファーム
立山町五百石100-3　電話　076-464-1770

ポイント券利用期間（ポイント付与期限）

ポイント付与期限は、令和6年3月31日まで

お問い合わせ先

立山町健康福祉課　社会福祉係　立山町元気交流ステーション3階

電話　076-462-9954